

# 社会福祉法人三瀬保育会

## 三瀬保育会役員報酬等支給規程



## 三瀬保育会役員報酬等支給規程

### (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人三瀬保育会の役員報酬並びに旅費について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員報酬)

第2条 次の役員に報酬を支給することができる。

- (1) 理事長 年額 45,000
- (2) 常務理事 年額 30,000
- (3) 理事 年額 15,000
- (4) 監事 年額 15,000
- (5) 役員で施設の職員を兼ね、その施設より給与を受ける者については報酬を支給しない。

### (報酬支給の方法)

第3条 第2条の規定による役員報酬の支払いについては、毎年理事長の定める日に支給する。

### (旅費支給)

第4条 役員が職務のため出張する場合は、旅費を支給する。旅費の支給額は、「社会福祉法人三瀬保育会役員及び職員の旅費に関する規程」による。

### 附 則

- 1 第2条の規程は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規程は、昭和61年4月1日から施行する。
- 3 第2条の規程は、平成8年12月1日から施行する。
- 4 第2条の規程は、平成20年11月16日から施行する。

改正 昭和62年10月27日  
平成元年1月28日  
平成8年11月13日  
平成20年11月15日

